

◎地球温暖化対策の推進に関する法律

の一部を改正する法律

(平成二〇年六月十三日法律第六七号)

一、提案理由(平成二〇年四月一日・衆議院環境委員会)

○鴨下国務大臣 ただいま議題となりました地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地球温暖化は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼし、その対策は人類共通の課題であります。IPCC、気候変動に関する政府間パネルの報告書によれば、地球温暖化の進行は疑いようがなく、ここ数十年間に、温室効果ガスの排出量を大幅に削減する必要があります。気候変動に関する国際連合枠組条約に基づき採択された京都議定書が、平成十七年二月十六日に発効し、世界の地球温暖化対策は新たな一歩を踏み出しました。そして、本年から、その京都議定書の第一約束期間が開始されています。

また、我が国は、クールアース推進構想に基づき、地球全体

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

の温室効果ガス排出量の早期のピークアウトと二〇五〇年までの半減を目指し、北海道洞爺湖サミットの議長国として世界の議論をリードしていく必要があります。

しかしながら、我が国の温室効果ガスの排出量は、平成十七年度には基準年度に比べ七・七%の増加となっております。国際約束の達成はもとより、世界の議論をリードするためには、国内における排出削減に加えて、京都メカニズムの活用、森林の整備等により、京都議定書の目標との差となる一三・七%を埋めることが喫緊の課題です。この中でも、特に国内の排出削減のための対策努力が必要であり、特に、温室効果ガスの排出量が伸び続けている業務部門や家庭部門における対策を抜本的に強化することが必要です。

このような状況を踏まえ、京都議定書の六%削減約束の確実な達成を担保するために必要な、国内における排出削減対策の追加的措置を講じるため、また、京都議定書の第一約束期間以降を見据え、さらなる長期的かつ継続的な排出削減のための基盤を整備するため、本法律案を提案した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、都道府県、指定都市、中核市及び特例市は、地方公共団体実行計画の中で、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策についても定めるこ

といたします。また、都市計画などの策定及び実施に当たっては、地方公共団体実行計画との連携を図りつつ、温室効果ガスの排出抑制に配慮することといたします。これにより、今後、地球温暖化対策を念頭に置いた地域づくりが各地で進められることが期待されます。

第二に、事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制に資する設備の選択など、必要な措置を講ずるとともに、国民の日常生活における排出抑制の取り組みに寄与する措置を講ずるよう努めなければならないことといたします。国は、こうした措置の適切かつ有効な実施を図るために、排出原単位の望ましい水準などを示した指針を策定、公表し、必要に応じた助言などを行ってまいります。

第三に、温室効果ガスの排出量の算定・報告・公表制度について、事業者単位、フランチャイズチェーン単位の算定、報告の仕組みへと変更いたします。これにより、業務部門を中心に、温室効果ガス排出量のカバー率が大幅に拡大することになります。

第四に、現行の都道府県に加え、指定都市、中核市及び特別市においても、地球温暖化防止活動推進センターの指定や、地球温暖化防止活動推進員の委嘱を可能といたします。また、地球温暖化防止活動推進センターの業務内容も見直し、地方公共

団体実行計画の達成のために行う施策に必要な協力をすることも業務内容に加え、国民に一層身近な形で対策の推進を図ります。

第五に、CDM事業のうち、途上国における植林により吸収源を強化する活動から発行されるクレジットについて、その森林が滅失した場合などに求められる国際合意に基づく補てん義務を履行するため、その主体、当該義務の履行方法などを定めることといたします。また、国は、クレジットの事業者による自主的な取得及びその国への移転などが円滑に進められるよう配慮することといたします。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

なお、これらの措置は、改正後の京都議定書目標達成計画に掲げられた対策を的確に実施するための措置であり、関係法令と相まって京都議定書の六％削減約束の確実な達成を図るために必要不可欠なものであります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院環境委員長報告(平成二〇年四月二五日)

○小島敏男君 ただいま議題となりました法律案につきまし

て、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、京都議定書における温室効果ガスの排出量を削減する約束を確実に履行するため、また、地球温暖化対策の一層の推進を図るため、事業者の排出抑制等に関する指針の策定、地方公共団体実行計画の策定事項の拡充、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の事業者単位、フランチャイズチェーン単位への変更等の措置を講じようとするものであります。

本案は、今月十日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、去る十一日に鴨下環境大臣から提案理由の説明を聴取し、まず、十五日及び十八日の両日、政府に対し質疑を行いました。二十二日には参考人から意見を聴取し質疑を行うとともに、さらに、政府に対して質疑を行いました。そして本日、政府に対し重ねて質疑を行うなど、地球温暖化対策をより一層推進する観点から、慎重かつ精力的に審査を行った後、質疑を終局いたしました。

質疑終局後、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党より、二酸化炭素の排出量の見える化を進めるため、エネルギー供給事業者は、一般消費者に対し供給したエネルギーの使用に伴う二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報を提供しよう努

めなければならぬものとする内容とする修正案が提出されました。

本修正案の趣旨説明の後、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。ありがとうございました。

○委員会修正の提案理由(平成二〇年四月二十五日)

○村井委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党を代表いたしまして、その提出の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本修正案は、委員会における質疑等を踏まえ、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の協議の結果、合意が得られたものであります。

地球温暖化対策のより一層の推進を図るためには、各主体が一丸となって取り組むことが何よりも重要であります。その意味で、国民一人一人がどのくらい二酸化炭素を排出しているか、容易に把握できるよう、国民に対し必要な情報の提供を行っていくことが重要であります。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

また、各事業者から排出される温室効果ガスに係る情報に関しては、適切な情報の提供が行われることとなるよう、そのあり方を検討し、必要な措置を講じていくことも重要と考えられます。

そのような趣旨から、今回、政府から提出されている温暖化対策推進法一部改正案の一層の充実を図るための措置として、本修正案を提出した次第であります。

以下、その内容について御説明申し上げます。

第一に、一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者は、その供給の相手方に対し、その供給したエネルギーの使用に伴う二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報を提供するよう努めなければならないものとするのであります。

第二に、政府は、白熱電球に代替する温室効果ガスの排出量がより少ない光源の使用の促進その他の温室効果ガスの排出量がより少ない日常生活用品等の普及の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとするのであります。

第三に、政府は、事業者による温室効果ガスの排出量その他の事業活動に伴って排出する温室効果ガスに係る情報に関し、投資、製品等の利用その他の行為をするに当たって当該情報を利用する事業者、国民等に対する当該事業活動を行う事業者による提供のあり方について検討を加え、その結果に基づいて必

要な措置を講ずるものとともに、日常生活に関する温室効果ガスの排出を抑制する観点から、国民の生活様式等の改善を促進するために必要な施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするのであります。

以上が、本修正案の趣旨及び内容であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○附帯決議(平成二〇年四月二十五日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 新エネルギーの利用を促進するために必要な財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう努めること。その際、国内に存する新エネルギーに係るエネルギー源の地域の特性に応じた開発及び導入の促進について十分に配慮すること。

二 国内における排出量取引に係る制度、温室効果ガスの排出量に応じ税を賦課する制度その他の経済的措置により温室効果ガスの排出の抑制等を促進する制度等の在り方について総合的にかつ速やかに検討を進めること。

三 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が、エネルギーの使用に伴う二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報を提供する際において、提供される情報の内容が一般消

費者にとつて明確に理解されるようなものとなるよう促すこと。その際には、中小の事業者に対して過度の負担にならないよう、適切な配慮を行うこと。

四 事業者による温室効果ガスの排出量その他の事業活動に伴つて排出する温室効果ガスに係る情報に関し、投資、製品等の利用その他の行為をするに当たつて当該情報を利用する事業者、国民などに対する提供の在り方について検討する際には、公平かつ統一的なものになるように情報提供の方法の検討を行うこと。

三、参議院環境委員長報告(平成二〇年六月六日)

○松山政司君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告を申し上げます。

本法律案は、京都議定書における温室効果ガスの排出量を削減する約束を確実に履行するため、また、地球温暖化対策の一層の推進を図るため、事業者の排出抑制等に関する指針を策定するとともに、地方公共団体実行計画の策定事項を追加し、あわせて、植林事業から生ずる認証された排出削減量に係る国際的な決定により求められる措置を義務付ける等の措置を講じようとするものであります。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

なお、衆議院において、エネルギー供給事業者は、一般消費者に対し、エネルギーの使用に伴う二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報を提供するよう努めなければならないものとする。こと、政府は、温室効果ガスの排出量がより少ない日常生活用品等の普及の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。こと等の修正が行われております。

委員会におきましては、国内排出量取引制度を導入する必要性、算定・報告・公表制度における情報開示の在り方、太陽光発電等の自然エネルギーの普及方策とその問題点等について質疑が行われたほか、参考人からの意見聴取を行いました。その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終了いたしましたところ、本法律案に対し、日本共産党の市田委員より、地球温暖化対策の中長期的な目標等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党市田委員より原案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。以上、御報告を申し上げます。

○附帯決議（平成二〇年六月五日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、排出抑制等指針の策定に当たっては、京都議定書の削減約束を国内対策を中心として確実に達成し、さらに長期的かつ継続的な排出削減のための基盤を整備するために十分に有効な内容のものとする。

二、地方公共団体実行計画の拡充に際して、特例市未満の市町村における温暖化防止の取組が後退することのないよう配慮するとともに、市町村が行う脱温暖化の地域づくりの取組に必要な支援を行うこと。また、市町村における温室効果ガスの排出量等の情報について、その精度の向上に努めること。

三、事業所の温室効果ガス排出量について、地方自治体の条例に基づいて開示したにもかかわらず国の制度で非開示としたものもあることにかんがみ、算定・報告・公表制度における権利利益保護請求の取扱については、地方の実情把握に努めるとともに、適切かつ合理的な運用が図られるよう努めること。

四、事業者による温室効果ガスの排出量その他の事業活動に伴って排出する温室効果ガスに係る情報に関し、投資、製品

等の利用その他の行為をするに当たって当該情報を利用する事業者、国民などに対する提供の在り方について検討する際には、公平かつ統一的なものになるように情報提供の方法の検討を行うこと。

五、家庭、業務部門における二酸化炭素排出量削減の必要性にかんがみ、家庭、オフィス、事業所における二酸化炭素排出量の少ない日常生活用品等の普及促進と啓もうを図るために、省エネ効果の高い家電製品等への買換えが消費者にとってメリットが感じられるような新たな省エネ促進のスキームの構築の推進に努めること。

六、温室効果ガスの少なくとも半減を目指すためには強力な施策が必要とされることから、排出量取引、環境税等の導入についても必要な検討を総合的かつ早急に行うこと。

七、温室効果ガスの排出を大幅に削減していくためには、低炭素社会へと確実に転換していかねばならないことから、生産の仕組み、ライフスタイル、都市や交通の在り方などあらゆる制度を根本から見直す検討を進めるとともに、温暖化対策における環境・エネルギー分野の技術革新の重要性にかんがみ、その研究技術開発とその普及を強力に進めること。
右決議する。